

ロビー利用支援等運用内規

(目的)

第1条 本内規は、ふれあいセンター1階ロビー（別図に示す場所）において実施される福祉施設及び授産施設等による販売・展示活動について、小牧市社会福祉協議会（以下、本会という）が広報その他必要な支援を行うための運用基準を定め、障害者等の就労支援及び地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(支援対象)

第2条 支援の対象は、本会が承認した福祉施設、授産施設、就労支援事業所その他これに準ずる団体が行うロビー販売とする。

(支援内容)

第3条 本会は、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 実施日時、販売内容等の館内掲示による周知
- (2) 当社協ホームページ、広報誌等による情報発信
- (3) 来館者への案内
- (4) 年間スケジュールの調整及び周知
- (5) その他、必要があると認められるもの

(広報内容)

第4条 広報等の内容は、事前に利用団体から提出された情報に基づき作成する。ただし、内容が不適切と認められる場合は、修正を求めることができる。

(実施日時)

第5条 販売の実施日時は、本会の事業運営に支障のない範囲で調整する。

- 2 複数団体から希望が重複する場合は、公平性を確保する観点から調整又は抽選により決定する。

(責任の所在)

第6条 本会が広報支援を行った場合であっても、販売物品の品質、価格、取引に関する責任は利用団体に帰属する。

- 2 本会は、販売行為に伴う責任を負わない。

(その他)

第7条 本内規に定めのない事項については、必要に応じて本会事務局長と協議

のうえ別に定める。

(附則)

この内規は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。